

事 務 連 絡
平成23年10月31日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発1031第5号
平成23年10月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012(33)のイを次のように改める。

イ 次のいずれかの場合に算定する。

- (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合
- (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性)</p> <p>ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原に準じて算定する。</p> <p>イ 次のいずれかの場合に算定する。</p> <p>(イ) <u>喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、 イムノクロマト法により、肺炎又は下 気道感染症の診断に用いた場合</u></p> <p>(ロ) <u>イムノクロマト法により、中耳炎及び 副鼻腔炎の診断に用いた場合</u></p> <p>ウ 尿中肺炎球菌荚膜抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性)</p> <p>ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原に準じて算定する。</p> <p>イ <u>喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロ マト法により、肺炎又は下気道感染症の診断を用 いた場合に算定する。</u></p> <p>ウ 尿中肺炎球菌荚膜抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>